明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令　二

（外務一四）

○領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令　四

（同一五）

〔告　示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　七

（デジタル庁九）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務一八）　七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　九

（同一九）

○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三七三）　二

○国立感染症研究所製品交付規程の一部を改正する件（同三七四）　九

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第三条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部を改正する件（同三七五）　三〇

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習及び職業安定法施行規則第二十四条の六第二項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する告示（同三七六）　三

○粗糖の平均輸入価格等を定めた件

（農林水産二一三四）

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件

（同二一三五）　三三

○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）並びによしきりざめ（北大西洋海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同二一三六）　三六

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　二七

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会懲戒処分関係　四〇

地方公共団体

教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬、公示送達、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定、特定空家等の除却命令関係　四一

会社その他　四三

会社決算公告　四四